

現 場 説 明 書

1 業 務 名 久里浜工業団地動態基点測量業務
 2 監 督 員 土木部道路建設課

説 明 事 項

1. 入札等に関する事項について

- (1) この業務の入札又は見積(以下「入札等」という。)は、業務委託契約書又は業務委託請書(以下「契約書等」という。)、入札公告又は指名競争入札執行通知書及びこの説明書に記載する条件により、横須賀市の契約規則、契約履行規則及び工事等検査規則(以下「契約規則等」という。)に従って行う。
- (2) 入札等後は、設計書、仕様書及び図面(この説明書及び質問回答書を含む。以下「設計図書」という。)、契約書等若しくは契約規則等の内容又は施行場所の状況について、不明等を理由として異議の申立てはできないので、入札等前に十分究明すること。

2. 前払金について

前払金 する しない
 前払金を受けようとする場合は、その旨を申し出ること。

3. 部分払について

部分払 する(——回以内) しない

4. 継続事業に係る業務の各会計年度別支払限度額について

- (1) 継続事業に係る業務の各会計年度における委託代金額の支払限度額及び前払金の割合は、次のとおりである。

会計年度	支払限度額 (委託代金額に対する割合)	前払金
初年度(年度)	%	支払限度額・委託代金額の %
第2年度(年度)	%	支払限度額・委託代金額の %
第3年度(年度)	%	支払限度額・委託代金額の %

- (2) 各会計年度における委託代金額の支払限度額は、受託者決定後業務委託契約書を作成するまでに受託者に通知する。

5. 契約に関する事項について

(1) 設計図書関係

- ア 土木工事等の場合における工種別等の契約数量は、設計書の数量の内訳書に表示された数量による。
- イ 仮設、工法等工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、設計図書に特別の定めがある場合を除き、受託者の責任において定めること。
- ウ 契約の締結にあたっては、契約書等に設計図書を袋とし、割印をすること。ただし、図面が大型等の場合にあつては、別冊とすること。

(2) 提出書類関係

- ア 委託代金内訳書 要提出(契約締結後7日以内)
提出不要
- イ 工 程 表 要提出(契約締結後7日以内)
提出不要
- ウ 着 手 届 着手後5日以内に提出すること。
- エ 現場代理人及び主任技術者等届 契約までに現場代理人及び主任技術者等の経歴書も同時に提出すること。
- オ 下請負者届 下請負を発注の都度、提出すること。

(3) 監督員通知関係

監督員を2人以上置くこととした場合において、権限を分担させるときは、各監督員の権限の内容を別に通知する。

(4) 支給材料、貸与品関係

ア 支 給 材 料	あり	なし
イ 貸 与 品	あり	なし

(5) 条件変更等の関係

業務の施行に当たり、設計図書と現場の状態とが一致しないこと等の事実を発見したときは、単に事実関係のみでなく、設計図書の訂正に必要な資料、図面等を添付した書面で通知すること。

(6) 設計変更等の関係

必要により業務内容を変更する場合は、原則としてその必要が生じた都度契約変更の手続を行うが、軽微なものは監督員の指示により業務内容の変更を行い、これに伴う契約変更の手続は、履行期間の末に行う。

(7) 部分引渡し関係

部分引渡し指定部分	あり	なし
-----------	----	----

6. テクリスの登録について

受託者は、受注時又は変更時及び完了時において委託代金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)入力システムに基づき、監督員に登録内容の確認を受けた後に、(一財)日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。

ただし、建築関係業務においては、対象外となる場合があるので監督員と協議すること。

また、(一財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が受託者に届いた際には、直ちに監督員に提出しなければならない。

登録申請の期限は、次のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- (2) 完了時登録データの提出期限は、業務完了後10日以内とする。
- (3) 施行中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。
- (4) 変更時と完了までの間が10日間に満たない場合は、監督員の承諾を得て変更時の提出を省略できるものとする。

7. 下請負者について

下請負者を使用する場合には、市内業者を優先的に選定するように配慮すること。

8. 一括下請けの禁止について

受託者は、本業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

9. 技術的事項について (別紙)

業務仕様書 総則

(適用範囲)

- 1 この共通仕様書は、本市の土木事業に係る調査、設計、計画及び解析に関する業務委託に適用する。また、本業務の仕様は、神奈川県の測量・調査・設計業務共通仕様書に準拠するものとする。
- 2 設計図及び特記仕様書に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。

(用語の定義)

指示、承諾、協議とは次の定義による。

- 1 指示とは、受託者側の発議により監督員が受託者に対し監督員の所掌事務に関する方針、基準、計画などを示し実施させることをいう。
- 2 承諾とは、受託者の発議により受託者が監督員に報告し監督員が了解することをいう。
- 3 協議とは、監督員と受託者が対等の立場で合議することをいう。

(業務計画)

受託者は、あらかじめ業務計画書を提出して、承諾を得なければならない。

(業務主任技術者と編成)

- 1 受託者は、技術業務を行う班編成とその内容を作成し監督員に提出し承諾を得なければならない。
- 2 業務主任技術者は、技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有する技術者でなければならない。
- 3 業務主任技術者は、監督員の指示する一切の事項を処理するものとする。

(事務管理)

受託者は、業務実施にあたり別に定める適用示方書等を遵守し、常に善良なる管理を行い業務の方針及び条件について不明確な点がある場合、また改善の必要が認められる場合は協議をしなければならない。

(打ち合わせ)

- 1 受託者は、業務を円滑に遂行するために監督員の指示する個所など、必要な段階で手戻りのないよう監督員と打ち合わせしなければならない。
- 2 共通仕様書、設計図及び特記仕様書に記載されていない事項であっても、技術上必要と認められるものについては、監督員と協議するものとする。

(現地調査の土地立ち入り等)

- 1 現地調査を実施するために国有地、公有地または私有地に立ち入る場合は、関係法令に準拠し土地立ち入り等を行わなければならない。
- 2 現地調査の実施にあたり宅地又は、かき、もしくは柵等で囲まれた土地に立ち入る場合は、あらかじめその所有者に通知しなければならない。

(土地の使用)

受託者は、植物、かき、もしくは柵等の伐除又は土地もしくは工作物を一時使用する場合は、所有者の承諾を得てから行うものとする。

(官公庁等への手続き)

- 1 業務実施のため、必要な関係官庁その他に対する諸手続きは監督員と打ち合わせの上、受託者の負担において迅速に処理しなければならない。
- 2 関係官公庁その他に対して交渉を要するとき、また交渉を受けたい時は延滞なくその旨を監督員に申し出て協議する。

(資料等の交付及び返還)

- 1 受託者は、貸与する事に定められた図面及びその他関係資料等を監督員に請求して交付を受けるものとする。
- 2 受託者は、交付された図面及び資料等は業務委託の完了後ただちに返還しなければならない。

(成果の作成)

受託者は、設計及び解析業務の成果の整理を行う場合は事前にその内容について、監督員と協議するものとする。

(検査)

- 1 受託者は、特記仕様書あるいは、あらかじめ監督員の指示した個所又は主要な作業段階の区切り目等には、監督員の確認を受けなければならない。
- 2 受託者は、既済部分検査及び完了検査を受ける場合には、あらかじめ成果品及び関係資料等を揃えておくものとし、業務主任技術者が検査を受けなければならない。

(成果品)

成果品はこの仕様書に定めるもののほか、特記仕様書によるものを提出する。

(秘密の保持)

受託者は、受託業務内容及びその結果を監督員以外に公表、貸与又は使用してはならない。なお、止むを得ない場合には、文書により申請して監督員の承諾を得なければならない。

(電子計算機)

- 1 フローチャートを提出すること。
- 2 データ及び計算式、計算結果等の印刷については、監督員の指示するものを提出すること。

測 量 業 務 仕 様 書

(目 的)

本業務は、標記地域の経年的な動態観測のために行うものであり、本仕様書によるほか公共測量作業規程、その他関係法令等に準拠するとともに本市監督員の指示に従い、遺漏なきように完成すること。

(工 程)

受託者は本業務実施前に作業計画を立案し、市監督員に提出のうえ、承認を受けなければならない。

この計画を変更しようとする場合も同様とする。

(立ち入り許可)

受託者は、作業に際して常に安全に留意し、公衆に迷惑を及ぼすなどの行為をしてはならない。また、調査中民有地内に立ち入る際にはその旨了解を得た後立ち入るものとする。なお、現地において私・公設物等に損害を与えぬよう注意し万一損害を与えた場合は受託者の負担において処理しなければならない。

(準 備)

本業務に当り、伐開及び私・公設物等の一時移動の必要が生じた場合は、必ずその旨関係者の了解を得た後に行うものとする。

(安全対策)

本業務作業期間中、現道上で交通危害の恐れのある場合は、保安要員・保安施設等を配置し、安全確保に努めなければならない。

(測量機器)

受託者はあらかじめ測量に用いる測量機器の点検を行い、その性能に支障のないように調整を行わなければならない。

~~(基準点測量)~~

~~本業務の基準点は、国土地理院制定のものを使用することを原則とする。ただし監督員が認めた場合はこの限りではない。~~

~~なお、基準点測量は結合させるものとする。~~

(水準測量)

水準測量は市監督員が指示する水準点より観測し、~~仮BMを設ける~~すること。

~~(現地測量)~~

~~現地測量は市監督員の指示に従い行うものとし、建物排水施設等すべての構造物を記入すること。~~

~~(中心線測量)~~

~~中心線測量は市監督員の指示に従い行うものとし、測点杭・引照杭・見通し杭は堅固に設置すること。~~

~~(縦断測量)~~

~~縦断測量にあたっては中心線に設置された測点及び変化点の杭高とその地盤高を測定し、必要に応じて路線内主要構造物の高さを測定するものとする。~~

~~(横断測量)~~

~~横断測量は縦断測量に準じ、中心線に直角方向に測定し、方向杭を設置すること。~~

(精度管理)

受託者は本業務の全般にわたり確実な精度管理を行うため、各工程ごとに定められた様式に従って精度管理表を作成しなければならない。

(点 検)

受託者は各工程別作業の中間及び終了時において、それぞれ所要の点検を行うとともに、各工程別作業の終了時において市監督員の指示する事項について、所定の点検測量を行わなければならない。

(資料及び成果品の納入)

本業務における提出書類及び成果図書などは別紙のとおりとする。

(その他)

本業務の実施にあたり、~~現地測量全域はもとより~~本市監督員が必要とする既存の経路・内径・天端及び敷高を測量すること。

成果報告図書

(測量業務)

成果品は、3部(原稿含む)提出すること。原稿は電子データにて提出すること。なお、ファイル形式、電子媒体等は監督員の指示を受けること。

~~(1) 4級基準点測量~~

①成果表 ②観測手簿 ③計算簿 ④点の記 ⑤基準点網図 ⑥精度管理表

~~(2) 現地測量(縮尺 1/250) ※道路境界を記入すること~~

①CD (AutoCADにて使用可能なファイル形式)

~~(3) 路線測量~~

①観測手帳 ②計算簿 ③線形図 ④点の記 ⑤精度管理表 ⑥その他

~~(4) 縦断測量(縮尺 縦 1/100 横 1/250)~~

①観測手簿 ②精度管理表 ③CD (AutoCADにて使用可能なファイル形式)

~~(5) 横断測量(縮尺 1/100)~~

①観測手簿 ②精度管理表 ③CD (AutoCADにて使用可能なファイル形式)

なお、図面は電子データおよび印刷(白焼き等)したものを納入するものとする。

特記仕様書

1. 適用の範囲

この特記仕様書は、久里浜工業団地動態基点測量業務（以下「本業務」という。）に適用する。

2. 目的

本業務は、久里浜工業団地内に設置されている動態基点（観測点）を水準測量観測することである。

3. 業務の内容

(1) 水準点設置(永久標識)・・・1基点 (KBM7 の設置)

「水準点設置 (永久標識)」は基点 KBM7 が亡失しているため、同地点に標識を設置する。なお、標識は「横須賀市経済部」と明記された金属鋳を設置すること。

(2) 動態基点測量観測・・・20基点(2級水準儀,0.1mm読み,L=7.1km)

(3) 2回(3～4箇月間隔を目安に実施する。監督員と調整)

4. 業務の説明(現在までの経緯)

久里浜工業団地の地盤沈下調査は、昭和59年から実施されている。

本業務で使用する観測点は平成2年度に設置し、以後の継続的な調査により地盤沈下の傾向を把握できたため、平成5年度からは隔年、平成7年度からは5年毎に調査を実施することとし、途中年度は毎年動態基点の管理・補修を行っている。

本業務は、平成27年度の業務実施から5年目の定期測量である。

5. 本業務の成果品は、別途実施される地盤予測業務に利用する。本業務の水準測量は2回行うものとするが、沈下予測のための測量日に間隔を設け、概ね3～4箇月間隔で測量を行うものとする。

6. 基準点の立会いを主管課と同行で行う。

7. 打合せ協議

打合せ協議は業務着手時、成果品納入時と中間打合せ2回の計4回とする。

なお、業務着手時・成果品納入時には主任技術者が立会うこと。

8. 成果品

成果品は、3部(原稿含む)提出すること。原稿は電子データにて提出すること。なお、

ファイル形式、電子媒体等は監督員の指示を受けること。

成果品は国土交通省公共測量作業規定 解説と運用第2編第3章水準測量3.7成果等の整理より抜粋する。

(動態基点測量)

- | | | |
|-----------------|----------|-----------------|
| 1. 観測成果表及び平均成果表 | 5. 計算簿 | 9. 平均図 |
| 2. 成果数値データ | 6. 点の記 | 10. 測量標の地上写真 |
| 3. 水準路線図 | 7. 精度管理表 | 11. 動態基点現状調査報告書 |
| 4. 観測手簿 | 8. 点検測量簿 | 12. その他の資料 |

なお、図面は電子データおよび印刷（白焼き等）したものを納入するものとする。

電子データ作成に係る詳細事項

1 電子データ格納媒体

- (1) 提出を受けた電子データの原本性を確保するため、提出する媒体には格納データの書き換えが不可能な CD-R のみを使用する。(CD-RW、DVD は不可)
- (2) 1 枚の CD-R に格納することを原則とし、収まらない場合は各媒体のラベルに何枚目/総枚数を明記する。
- (3) CD-R は、ISO9660 フォーマット (レベル1) を標準とする。

注.) 「ISO9660」は、汎用性が高い CD-R/RW 用の標準フォーマット規格である。

この規格は、ファイル名として使用可能な文字数に応じてレベル1～3が規定されている。

この他に、Windows95/98/NT 用に Microsoft が ISO9660 を拡張した「Joliet」Macintosh 用の独自フォーマットである、「HFS」、UNIX 系の OS 用の ISO9660 を拡張した「RockRidge」などがあるが、本業務では利用しないこと。

2 ウィルスチェック

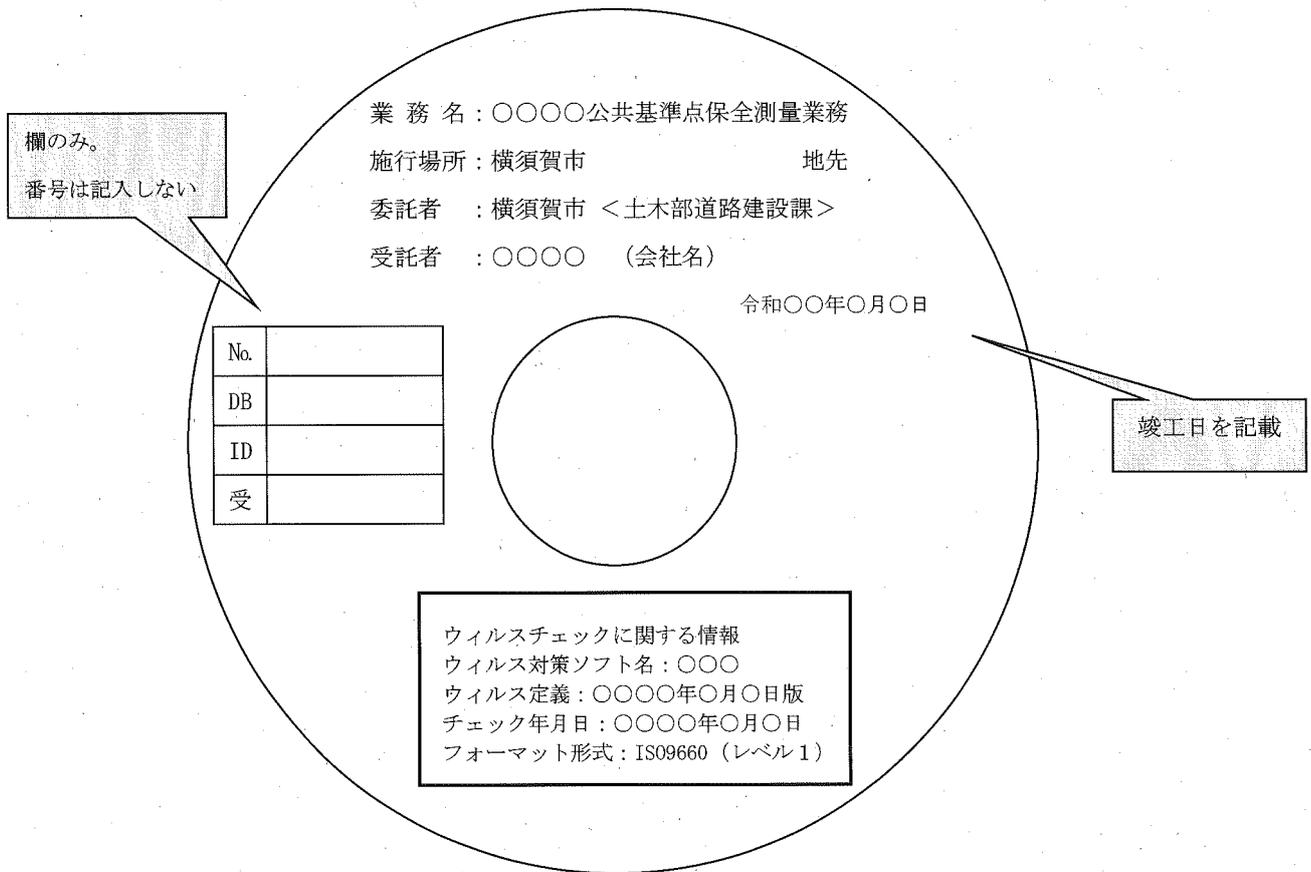
- (1) 受託者は、成果品の電子データの格納が終了した時点で、確実にウイルスチェックを行うこと。
- (2) ウィルス対策ソフトは特に指定しないが、シェアの高いものを使用し、最新のウィルスも検出できるように、常に最新のデータに更新したものを利用すること。
- (3) CD-R の表面には、「使用したウイルス対策ソフト名」、「ウイルス (パターンファイル) 定義年月日またはパターンファイル名」、「チェック年月日」を明記すること。

3 ラベル作成

- (1) 提出する媒体には、次ページの「提出媒体のラベル表示例」の通り、各項目を表示すること。
- (2) 表示方法については、専用プリンタを用いた CD-R 表面への直接印字、ラベルシートに印字し直接貼り付け、油性マジック等での書き込みとする。

注.) ボールペン、鉛筆など硬質な筆記具の使用は CD-R を破損させ、読み取り不能となる恐れがあることため使用不可とする。

提出媒体のラベル表示例



提出媒体ケース背表紙表示例

〇〇〇〇公共基準点保全測量業務

令和〇〇年〇月〇日

竣工日を記載

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 受託者(以下「乙」という。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務に関して個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損及びその他の事故を未然に防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに関する責任体制を整備し、管理責任者を定めなければならない。

3 乙は、個人情報の保管にあたっては、この契約による業務により取得した個人情報とそれ以外の個人情報を明確に区分し、管理しなければならない。

(管理責任者等の教育及び研修)

第3条 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、管理責任者及び従事者に対し、横須賀市個人情報保護条例第14条(受託者等の責務)、第32条及び第33条(罰則)の内容並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に関し必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(秘密の保持)

第4条 乙は、個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による業務の処理の従事者が個人情報を管理責任者の承諾を得ることなく事務所以外の場所に持ち出し、又は不適切な取扱いにより第三者に漏らすことのないように、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

第5条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第6条 乙は、委託者(以下「甲」という。)の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写等の禁止)

第7条 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、業務を実施するために甲から提供された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第8条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去しなければならない。

3 乙は、前項の規定により個人情報を消去した場合は、当該個人情報を消去した旨の報告書を甲に提出しなければならない。

(再委託の禁止等)

第9条 乙は、個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合及び再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する事項を記載した書面を甲に提出し、前項ただし書きの承諾を得なければならない。

(1) 再委託の相手方

(2) 再委託を行う業務の内容

(3) 再委託で取り扱う個人情報

(4) 再委託の期間

(5) 再委託が必要な理由

(6) 再委託の相手方における責任体制及び管理責任者

(7) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、前項の規定により個人情報を取り扱う事務を再委託の相手方（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、乙と再受託者との契約内容に関わらず、再受託者の当該事務に関する行為について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再受託者に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に指示しなければならない。

5 乙は、この契約による業務を再委託した場合は、その履行を監督するとともに、甲の求めに応じて、再受託者の状況等を報告しなければならない。

(立入調査等)

第10条 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の説明若しくは資料の提出を求め、又は乙の事務所に立ち入ることができる。

2 乙は、甲から個人情報の取扱いに関して改善を指示されたときは、その指示に従わなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故（以下「漏えい事故」という。）が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、漏えい事故が生じた場合、当該事故の被害を最小限にするため、甲と協力して必要な措置を講じ、かつ、甲の指示に従わなければならない。

(補則)

第12条 乙は、この契約における個人情報の取扱いについて疑義が生じたときは、甲と協議し、その指示に従わなければならない。

積算諸条件調書に係る追加事項

~~1 市独自単価及び積算における補足資料について~~

本設計積算書内（市独自単価一覧表）に記載の資材単価は、「ホームページ（工事積算情報）」の「市独自単価一覧表（土木工事編）」に掲載しています。又当該頁に併せて積算における補足資料も掲載しています。

<http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1623/koujitousekisann.html>

~~2 市場単価の端数処理について~~

市場単価方式による単価表の加算・補正後の金額は、円止めとする。

なお、単価補正が行われた場合の単価は、小数点以下第2位（少数点以下第3位四捨五入）まで計算し、数量×単価＝金額を算出している。

3 基準書等の適用について

本業務は、以下の基準書等を使用し、積算している。

- | | |
|------------------------|-------------------|
| 1) 設計業務等標準積算基準書 | 令和元年7月1日版 |
| 2) 積算参考資料（計画・調査編） | 令和元年7月1日版 |
| 3) 建設機械等損料表 | 令和元年度版 |

条件明示

業務名：久里浜工業団地動態基点測量業務

1. 「2級水準測量」は設計業務等標準積算基準書（令和1年7月1日）内の第1編第2章測量業務標準歩掛 第3節 水準測量を採用しているが、作業工程の「選点」は既知点であることから計上していない。

令和 02 年度 設 計 積 算 書 表 紙 (当 初)

設 計 書 番 号	年度 02
事 業 所 名	横須賀市土木部
(工 事・業 務)名	久里浜工業団地動態基点測量業務
(工 事・業 務)箇所	横須賀市内川1丁目1番地先ほか
(河川・路 線・区 域)名	
単 価 採 用 地 区 名	横須賀
事 業 区 分	単費
工 期	160 日間
設 計 金 額	(円)
	円
設 計 概 要	
(起 工・変 更)理由	

横須賀市

令和 02 年度 設 計 積 算 書 表 紙 (当 初)

<支出科目>

款	08 商工費
項	01 商工費
目	02 商工業振興費
節	13 委託料
細節	12 工事請負に係る委託料

<合併区分情報>

合併処理設定	しない	
	区 分 1	
	区 分 2	
	区 分 3	
	区 分 4	
	区 分 5	
	区 分 6	
	区 分 7	
	区 分 8	
	区 分 9	

<全体金額情報>

	当初官積算額 (a)	当初請負額(b1)	今回変更官積算額 (c)	今回変更請負額	増減 (d)-(b1)or(b2)	備 考
		前回変更請負額(b2)		(d)=(b1)/(a)×(c)		
業務費						
業務価格						
消費税等相当額						

令和 02 年度 積算諸条件調書(当初)

経費等情報	設計業務	委託先/α、β		
		電子成果品作成費		
		旅費交通費		
	測量業務	安全費率	3.0%	
		電子成果品作成費	計上する	
		旅費交通費	計上する(測量)	
	地質・土質調査業務	電子成果品作成費		
		施工管理費		
		旅費交通費		
	地質・土質調査業務(解析)	委託先/α、β		
	港湾測量業務	技術経费率		
	港湾磁気探査業務	技術経费率		
業務委託	諸経费率			
	技術経费率			
設計業務等標準積算基準書 適用年版		令和01年7月1日適用		
資材等単価表 適用年版		令和02年4月1日基準		
積算数量等情報	名称	採用数量	単位	備考
(その他情報欄)				

本 工 事 費 内 訳 書

(上段：前回 下段：今回)

費目	工種	種別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
測量業務							
測量業務費			1	式			
地上測量			1	式			
水準測量			1	式			第 2001 号 内訳書
旅費交通費(率計上分)			1	式			
電子成果品作成費(率計上分)			1	式			
安全費			1	式			
直接測量費計			1	式			
諸経費			1	式			
測量業務価格			1	式			
消費税及び地方消費税相当額			1	式			
測量業務費計			1	式			

第2001号 内訳書
水準測量

1 式

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(AMA0010) 2級水準測量		式			第2001号下内
	1				
合 計					

第2001号 下位内訳書
 AMA0010 2級水準測量

1 式 当り
 適用年版 T0204

(上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(SJ0010) 2級水準測量観測 (複合) 平地、市街地乙	14.2	k m			第2001号単価表
(DI52500) 測量業務 打合せ	1	業務			第2006号単価表
(DI50090) 水準点設置(永久標識) (複合)	1	点			第2009号単価表
J01=標準以外, J02=2					
J01=計上する, J02=計上する, J03=計上する, J04=道路上, J05=平地, J06=市街地乙					
合 計					
	1	式			円/式

第2001号 単価表

SJ0010

2級水準測量観測 (複合)
平地、市街地乙

1 km 当り
適用年版 T0204

(上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(DI50060) 2級水準測量観測 (複合)	1	km			第2002号単価表
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ)	1	式			
合 計					
	1	km			整数止め切捨て 円/km

第2002号 単価表

DI50060

2級水準測量観測 (複合)

1 km 当り
適用年版 T0204

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(DI55305) 2級水準測量観測 作業計画	1	km			第2003号単価表
(DI55315) 2級水準測量観測 観測	1	km			第2004号単価表
(DI55320) 2級水準測量観測 計算整理	1	km			第2005号単価表
合 計					
	1	km			円/km

条 件 名 称	入 力 値	条 件 値
J01 作業計画の計上	1	計上する
J02 選点の計上	2	計上しない
J03 観測の計上	1	計上する
J04 計算整理の計上	1	計上する
J05 地形区分	1	平地
J06 地域区分	3	市街地乙

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R9020) 測量主任技師 内業		人			[1, 2]
(R9022) 測量技師 内業		人			[1, 2]
(R9024) 測量技師補 内業		人			[1, 2]
(R9026) 測量助手 内業		人			[1, 2]
(X0070) 機械経費 Σ [1] * 0.035	1	式			[2]
(X0250) 通信運搬費 Σ [1] * 0.01	1	式			
(X0260) 材料費 Σ [1] * 0.01	1	式			
(X0240) 精度管理費 Σ [2] * 0.09	1	式			
合 計					
	1	km			円/km
条 件 名 称	入 力 値		条 件 値		
J01 地形区分	1	平地			
J02 地域区分	3	市街地乙			
J04 精度管理費の有無	1	有			

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R9021) 測量技師 外業		人			[1,2]
(R9023) 測量技師補 外業		人			[1,2]
(R9025) 測量助手 外業		人			[1,2]
(X0070) 機械経費 $\Sigma [1] * 0.035$	1	式			[2]
(X0250) 通信運搬費 $\Sigma [1] * 0.01$	1	式			
(X0260) 材料費 $\Sigma [1] * 0.01$	1	式			
(X0240) 精度管理費 $\Sigma [2] * 0.09$	1	式			
合 計					
	1	km			円/km
条 件 名 称	入 力 値		条 件 値		
J01 地形区分	1	平地			
J02 地域区分	3	市街地乙			
J04 精度管理費の有無	1	有			

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R9020) 測量主任技師 内業		人			[1, 2]
(R9022) 測量技師 内業		人			[1, 2]
(R9024) 測量技師補 内業		人			[1, 2]
(R9026) 測量助手 内業		人			[1, 2]
(X0070) 機械経費 $\Sigma [1] * 0.035$	1	式			[2]
(X0250) 通信運搬費 $\Sigma [1] * 0.01$	1	式			
(X0260) 材料費 $\Sigma [1] * 0.01$	1	式			
(X0240) 精度管理費 $\Sigma [2] * 0.09$	1	式			
合 計					
	1	km			円/km
条 件 名 称	入 力 値		条 件 値		
J01 地形区分	1	平地			
J02 地域区分	3	市街地乙			
J04 精度管理費の有無	1	有			

第2006号 単価表
DI52500 測量業務 打合せ

1 業務 当り
適用年版 T0204

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(DI525001) 測量業務 打合せ					第2007号単価表
	1	業務			
合 計					
	1	業務			円/業務
条 件 名 称					
		入 力 値		条 件 値	
J01 中間打合せの回数		2		標準以外	
J02 中間打合せの回数(実数入力)		2		2	

第2007号 単価表
DI525001 測量業務 打合せ

1 業務 当り
適用年版 T0204

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(DI57500) 測量業務 打合せ					第2008号単価表
	1	業務			
合 計					
	1	業務			円/業務
条 件 名 称					
		入 力 値		条 件 値	
J01 中間打合せの回数		2		標準以外	
J02 中間打合せ回数(実数入力)		2		2	

第2010号 単価表
DI500901 水準点設置(永久標識) (複合)

1 点 当り
適用年版 T0204

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(DI55455) 水準点設置(永久標識) 選点	1	点			第2011号単価表
(DI55460) 水準点設置(永久標識) 設置	1	点			第2012号単価表
(DI55465) 水準点設置(永久標識) 整理	1	点			第2013号単価表
合 計					
	1	点			円/点
条 件 名 称	入 力 値		条 件 値		
J01 選点の計上	1		計上する		
J02 設置の計上	1		計上する		
J03 整理の計上	1		計上する		
J04 測量場所区分	1		道路上		
J05 地形区分	1		平地		
J06 地域区分	3		市街地乙		

第2011号 単価表
DI55455 水準点設置(永久標識) 選点

8 点 当り
適用年版 T0204

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R9021) 測量技師 外業		人			[1,2]
(R9023) 測量技師補 外業		人			[1,2]
(R9025) 測量助手 外業		人			[1,2]
(X0070) 機械経費 Σ[1] * 0.025	1	式			[2]
(X0250) 通信運搬費 Σ[1] * 0.02	1	式			
(X0260) 材料費 Σ[1] * 0.195	1	式			
(X0240) 精度管理費 Σ[2] * 0.09	1	式			
合 計					
	1	点			円/点
条 件 名 称	入 力 値		条 件 値		
J01 測量場所区分	1		道路上		
J02 地形区分	1		平地		
J03 地域区分	3		市街地乙		
J05 精度管理費の有無	1		有		

第2012号 単価表
DI55460 水準点設置(永久標識) 設置

8 点 当り
適用年版 T0204

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R9023) 測量技師補 外業		人			[1, 2]
(R0612) 測量補助員		人			[1, 2]
(X0070) 機械経費 $\Sigma [1] * 0.025$	1	式			[2]
(X0250) 通信運搬費 $\Sigma [1] * 0.02$	1	式			
(X0260) 材料費 $\Sigma [1] * 0.195$	1	式			
(X0240) 精度管理費 $\Sigma [2] * 0.09$	1	式			
合 計					
	1	点			円/点
条 件 名 称	入 力 値		条 件 値		
J01 測量場所区分	1		道路上		
J02 地形区分	1		平地		
J03 地域区分	3		市街地乙		
J05 精度管理費の有無	1		有		

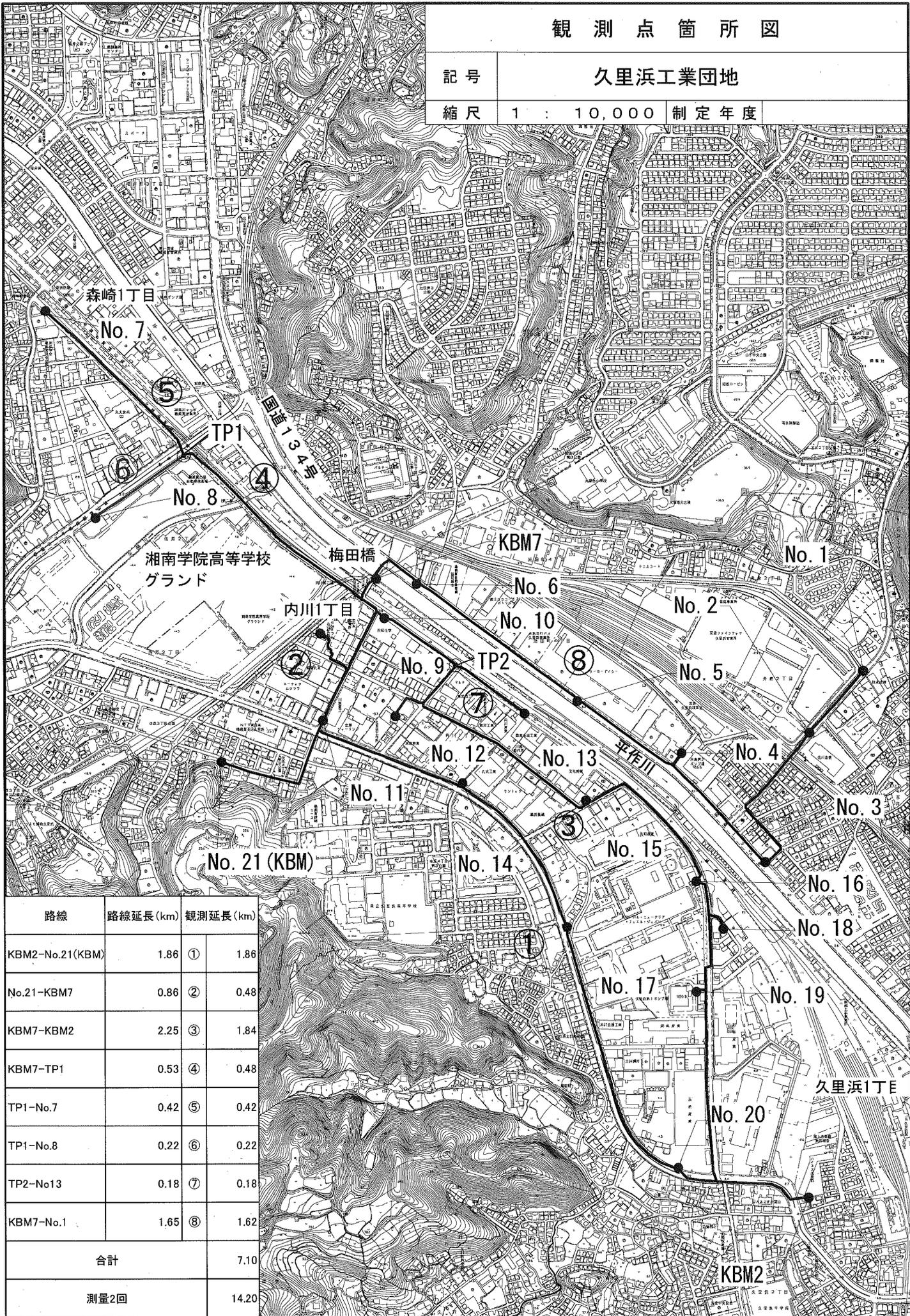
第2013号 単価表
DI55465 水準点設置(永久標識) 整理

8 点 当り
適用年版 T0204

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R9024) 測量技師補 内業		人			[1,2]
(R9026) 測量助手 内業		人			[1,2]
(X0070) 機械経費 $\Sigma [1] * 0.025$	1	式			[2]
(X0250) 通信運搬費 $\Sigma [1] * 0.02$	1	式			
(X0260) 材料費 $\Sigma [1] * 0.195$	1	式			
(X0240) 精度管理費 $\Sigma [2] * 0.09$	1	式			
合 計					
	1	点			円/点
条 件 名 称	入 力 値		条 件 値		
J01 測量場所区分	1		道路上		
J02 地形区分	1		平地		
J03 地域区分	3		市街地乙		
J05 精度管理費の有無	1		有		

観測点箇所図

記号	久里浜工業団地	
縮尺	1 : 10,000	制定年度



路線	路線延長(km)	観測延長(km)
KBM2-No.21(KBM)	1.86	① 1.86
No.21-KBM7	0.86	② 0.48
KBM7-KBM2	2.25	③ 1.84
KBM7-TP1	0.53	④ 0.48
TP1-No.7	0.42	⑤ 0.42
TP1-No.8	0.22	⑥ 0.22
TP2-No.13	0.18	⑦ 0.18
KBM7-No.1	1.65	⑧ 1.62
合計		7.10
測量2回		14.20

久里浜工業団地観測点設置一覧

No	名 称	区分	備 考
1	河川脇	官 地	市上下水道局 河川敷内
2	〃	〃	〃
3	緑地帯	〃	県土木部 国道134号植樹ます内
4	船倉第2ポンプ場	〃	市上下水道局
5	緑地帯	〃	県土木部 国道134号植樹ます内
6	〃	〃	〃
7	〃	〃	市土木部 久里浜阿部倉線植樹ます内
8	〃	〃	県土木部 横須賀葉山線植樹ます内
9	セントラル石油瓦斯(株)	民 地	
10	緑地帯	官 地	市土木部 久里浜阿部倉線植樹ます内
11	川本重工(株)	民 地	
12	(株)遠藤製作所	〃	
13	内川産業(株)	〃	
14	住友重機械マリンエンジニアリング(株)	〃	
15	成盛工業	〃	
16	(株)グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン	〃	
17	緑地帯	官 地	市土木部 久里浜田浦線植樹ます内
18	(株)門倉商店	民 地	
19	久里浜第1ポンプ場	官 地	市上下水道局
20	京浜産業(株)	民 地	
21	個人宅	〃	佐原3丁目地内(基準点)